

みどりが丘南地域

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区ほら貝一丁目、緑区ほら貝三丁目

【最初の認可】 平成8年7月4日

【最近の認可年月日】 令和8年7月14日

【認可番号】 8指令住建指第48号

【有効期間】 令和8年7月14日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 二世帯住宅を含む一戸建ての専用住宅を原則とする。
- 2 共同住宅、寮、寄宿舎は禁止とする。ただし、近隣商業地域では第13条に定める運営委員会が認めた共同住宅(ワンルームマンションは除く)の場合はこの限りでない。
- 3 深夜や早朝(午前0時から午前6時)に営業活動を営む事業所は禁止する。
- 4 環境を悪化させる騒音・塵埃・悪臭を発生する事業所は禁止する。
- 5 第2種低層住居専用地域における店舗は住民の利便に供するものとする。
- 6 建築物の高さは、基の地盤から10m以下とする。
- 7 近隣商業地域では建築物の高さは15m以下とする。
- 8 近隣のプライバシーを侵害する恐れのあるミニ開発 は極力避け、接道長さ5m以上とする。
- 9 切土、盛土をする場合、日照権の侵害を考慮するとともに、隣地の地盤強度を損なわないようにする。また、個人所有地内の側溝は相互利用合意を尊重し、その機能を生かすものとする。
- 10 建物等の色彩・意匠・形態は健全な住宅環境にふさわしいものとする。
- 11 住宅環境に悪影響を及ぼす広告物・工作物等は禁止する。
- 12 事業活動の為の貨物の出入りは、原則として午前7時から午後9時の間とする。
- 13 景観を損なう建材・器具・雑貨・産業廃棄物等の野積みは禁止する。
- 14 敷地内の緑化に努力する。
- 15 貸駐車場の営業は、近隣に迷惑をかけないような措置をする。
- 16 民泊(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業)の用に供するものは禁止する。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話 052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区